



命 令 書

大阪府泉南郡岬町
申立人 A 1
代表者 組合長 X 1

大阪府泉南郡岬町
被申立人 B 1
代表者 代表取締役 Y 1

大阪府河内長野市
被申立人 Z 1

和歌山県橋本市
被申立人 Z 2

大阪府河内長野市
被申立人 Z 3

大阪府岸和田市
被申立人 Z 4

大阪府河内長野市
被申立人 B 2
代表者 代表取締役 Y 2

上記当事者間の平成19年(不)第35号、同年(不)第41号及び同年(不)第69号併合事件について、当委員会は、平成20年8月6日及び同月27日の公益委員会議において、会長公益委員高階叙男、公益委員米澤広一、同井上隆彦、同宇多啓子、同大野潤、同中川修、同前川宗夫、同松尾精彦、同松川滋、同八百康子及び同山下眞弘が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 Z 1 、同 Z 2 、同 Z 3 及び同 Z 4 に対する申立ては、いずれも却下する。
- 2 被申立人 B 1 及び同 B 2 に対する申立ては、いずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人 B 1 による組合員 8 名の採用
- 2 謝罪文の掲示

第 2 事案の概要

- 1 申立ての概要

ゴルフ場を運営していた法人格を有しない団体である申立外 C 1 は、組合員を含む全従業員に対し解雇を通告するとともに、被申立人 B 2 が出資して設立された被申立人 B 1 に事業を譲渡し、解散した。

この事業譲受けに伴い、被申立人 B 1 は、申立外 C 1 の従業員であった者を対象とする従業員募集を行ったが、応募した者らのうち、組合員のみが不採用となった。

本件は、被申立人である B 1 、 C 1 の解散時の理事 4 名及び B 2 が、組合員を、申立外 C 1 から解雇するとともに被申立人 B 1 に採用しないことにより排除したことが不当労働行為に当たるとして申し立てられた事件である。

- 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 被申立人 B 1 (以下「 B 1 」という。)は、被申立人 B 2 (以下「 B 2 」という。)が100%出資して設立したゴルフ場の運営等を目的とする株式会社であって、肩書地に本社を置き、その従業員数は本件審問終結時約80名である。

イ 被申立人 Z 1 は、法人格を有しない団体である申立外 C 1 (以下「 C 1 」という。)の解散時における理事長であり、被申立人 Z 2 、同 Z 3 及び同 Z 4 はそれぞれ C 1 の解散時における理事である(以下、同 Z 1 、同 Z 2 、同 Z 3 及び同 Z 4 を併せて「元理事ら」という。)

ウ 被申立人 B 2 は、肩書地に本社を置き、鉄道事業、開発関連及び付帯事業を事業内容とする株式会社であって、その従業員数は本件審問終結時約2,700名である。

エ 申立人 A 1 (以下「組合」という。)は、肩書地に事務所を置き、C 1 の従業員のうち、キャディを除く従業員で構成される労働組合であって、その組合員数は本件審問終結時11名である。

オ 申立外 C 1 は、大阪府泉南郡岬町 に事務所を置き、ゴルフを通じ相互の親睦を増進すること等を目的とする、会員により構成された法人格を有しない団体であり、B 2 からゴルフ場の公園施設の設置及び維持管理の委託を受け、大阪府泉南郡岬町において「C 1」という名称でゴルフ場を運営していた(以下、ゴルフ場であるC 1を「ゴルフクラブ」という)。C 1は、平成19年5月31日にB 1に事業を譲渡して解散し、本件審問終結時、清算中である。なお、C 1が権利能力なき社団であることについて、当事者間に争いはない。

C 1には、組合のほか、いずれもキャディである従業員で構成される申立外 A 2 及び同 A 3 があつた。

カ 申立外 C 2 (以下「C 2」という。)は、登記簿上の本店を大阪府泉南郡岬町 に置き、登記簿上の目的をゴルフ場の経営並びにこれに付帯する設備の賃貸及び管理とする株式会社であるが、実際にはゴルフ場の経営は行っておらず、C 1 への資金貸付などにより、C 1 によるゴルフクラブ運営の補完的役割を果たしていたが、平成20年2月26日に株主総会において解散決議がなされ、本件審問終結時、清算中である。

(2) 本件不当労働行為救済申立てに至る経緯について

ア 平成19年4月12日、B 1 が設立された。

イ 平成19年4月20日、C 1 と B 1 は、① C 1 はゴルフ事業及び付随する事業の全部等を B 1 に譲渡すること、② B 1 は C 1 とその従業員との雇用関係を承継しないことなどを内容とする事業譲渡契約(以下「本件事業譲渡契約」という。)を締結した。

(乙1)

ウ 平成19年4月25日、B 1 は、C 1 の従業員を対象として、業務スタッフ、営業スタッフ、キャディ等の募集(以下「19.4.25募集」という。)を行った。

(甲54)

エ 平成19年4月27日、 C 1 は、全従業員に対し、同年5月31日付で解雇する旨通知した。

(甲55の1、甲55の2、甲55の3、甲55の4、甲55の6、甲55の7、甲55の8、甲75の1、甲75の2、甲75の3、甲75の4、甲75の6、甲75の7、甲75の8)

オ 平成19年5月22日付で、 B 1 は、19.4.25募集に応募した者のうち、いずれも組合員である9名に対し、採用しない旨通知した。

(甲56の1、甲56の2、甲56の3、甲56の4、甲56の6、甲56の7、甲56の8、甲77の1、甲77の2、甲77の3、甲77の4、甲77の6、甲77の7、甲77の8)

カ 平成19年5月31日、 C 1 は解散し、同年6月1日、 B 1 は、ゴルフクラブの営業を開始した。

キ 平成19年6月22日、組合は、当委員会に対し、 B 1 が、組合員の C 1 による解雇及び B 1 による不採用により組合員を企業組織から排除したことが不当労働行為に当たるとして、不当労働行為救済申立て（平成19年(不)第35号事件。以下、同申立てを「19-35事件」という。）を行った。

ク 平成19年8月23日、組合は、当委員会に対し、元理事らが B 1 とともに前記キの不当労働行為を行ったとして、元理事らを被申立人として、不当労働行為救済申立て（平成19年(不)第41号事件。以下、同申立てを「19-41事件」という。）を行った。同年10月3日、19-41事件は、19-35事件に併合された。

ケ 平成19年11月8日、組合は、当委員会に対し、 C 1 及び B 1 の実質的支配者である B 2 の指示・指揮又は承認なしには、前記キの不当労働行為は、行われ得なかったとして、 B 2 を被申立人として、不当労働行為救済申立て（平成19年(不)第69号事件。以下、同申立てを「19-69事件」という。）を行った。同年12月4日、19-69事件は、19-35事件に併合された（以下、19-35事件、19-41事件及び19-69事件を併せて「本件申立て」という。）。)

第3 争 点

1 B 1 、元理事ら及び B 2 は、それぞれ組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。

(1) B 1 について

ア 申立人の主張

B 1 は、① C 1 からの事業譲渡後、 C 1 と全く同一の施設を用いて、同一の営業を行っている、② C 1 と同じく、実質的な支配者が B 2 である、③従業員は不採用とされた組合員を除けばほぼ同一である、のであるから、実質的には、 B 1 は C 1 に法人格を付与したものという以上の違いはない。従って、 B 1 は、 C 1

と実質的に同一であって、C 1 の従業員であった組合員の使用者に当たる。

また、仮に B 1 と C 1 に同一性が認められないとしても、B 1 と C 1 の事業譲渡は雇用関係をも引き継ぐものであって、B 1 は、組合員の使用者に当たる。

イ 被申立人 B 1 の主張

B 1 は、C 1 と別個独立の法人格を有する株式会社である。B 1 が、C 1 から事業譲渡を受けてゴルフ場を経営するものである以上、事業内容、事業の場所、事業に用いる設備が C 1 と同一であるのは当然であって、これらの点は、C 1 と B 1 が実質的に同一であることの根拠にはなり得ない。

また、B 1 は、C 1 から雇用確保についての要請があったこと等から C 1 に雇用されていた者の多くを新規に雇用したにすぎず、C 1 の雇用関係を承継したのではない。本件事業譲渡契約では、雇用契約関係は承継しないことが明記されており、C 1 が従業員全員を解雇したものであるから、雇用契約の承継はありえない。

したがって、B 1 は、C 1 の従業員であった組合員の使用者には当たらない。

(2) 元理事らについて

ア 申立人の主張

労働組合法における使用者とは、雇用契約上の使用者のみならず、労働者の労働関係上の諸利益に何らかの影響力を及ぼしうる地位にある一切のものをいう。元理事らは、C 1 の理事であった者であり、そのような地位にあったことは明らかであるから、C 1 の従業員であった組合員の使用者に当たる。

イ 被申立人元理事らの主張

使用者が法人その他の団体である場合、その運営に当たっている理事などの執行機関は、もし仮に使用者のために不当労働行為に該当する行為をしたとしても、使用者そのものではない。C 1 は、独立性の強い権利能力なき社団又は法人格なき社団であるから、その執行機関たる理事などではなく、C 1 自体が使用者として取り扱われるべきものである。

したがって、元理事らは、C 1 の従業員であった組合員の使用者には当たらない。

(3) B 2 について

ア 申立人の主張

B 2 は、C 1 の従業員であった組合員を直接に雇用するものではない。しかしながら、B 2 は、C 1 の唯一の営業であるゴルフ場経営の委託者であるとともにC 1 に対し巨額な債権を有する債権者であって、C 1 の運営が、B 2 の意思に反して行われることはあり得ず、B 2 は、C 1 の意思を決定する唯一の支配者であった。

また、B 2 は、B 1 の株式を100%有する親会社として、B 1 の意思を決定する唯一の支配者である。

したがって、C 1 からB 1 への事業譲渡並びにそれに伴う組合員のC 1 による解雇及びB 1 による不採用は、B 2 が行うゴルフ場運営スキームの変更にすぎず、B 2 の意思に基づくものである。

そうすると、B 2 は、実際に組合員を雇用していたC 1 の存廃とB 1 による雇用の継続という、組合員のもっとも基本的な労働条件について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあり、C 1 の従業員であった組合員の使用者に当たる。

イ 被申立人 B 2 の主張

B 2 はC 1 の債権者であり、C 1 からの事業譲渡を受けたB 2 の100パーセント子会社であるB 1 がC 1 と同一の施設を用いて、同一の営業を行っているものの、B 2 がC 1 及びB 1 の意思決定者であるなどということはない。

したがって、B 2 は、C 1 の従業員であった組合員の使用者には当たらない。

2 C 1 による組合員の解雇及びB 1 による組合員の不採用は、B 1 、元理事ら及びB 2 による不利益取扱い及び支配介入に当たるか。

(1) 申立人の主張

ア B 1 、元理事ら及びB 2 (以下、B 1 、元理事ら及びB 2 を併せて「被申立人ら」という。)が、それぞれC 1 の従業員であった組合員の使用者に当たることは、前記1(1)ア、(2)ア、(3)アのとおりである。

イ C 1 が組合員を解雇するとともにB 1 が組合員を不採用としたことは、被申立人らによる組合員に対する企業組織からの排除であって、組合を弱体化しようとしたものであるとともに、①解雇された者が組合員だけであること、②団体交渉(以下「団交」という。)に対するC 1 及びB 1 の態度、③C 1 の反組合的言論、④B 1 による組合事務所の

使用拒否、⑤組合員の解雇後間をおかずに B 1 が新たに従業員を採用していること、などからすると被申立人らの組合嫌悪の情からなされたものであることは明らかである。

したがって、C 1 が全従業員を解雇し、B 1 が組合員を不採用としたことは、被申立人らによる不利益取扱い及び支配介入に該当する不当労働行為である。

ウ なお、B 1 は、組合員のうち一部を採用しているが、これは組合員全員を解雇してしまうと、事業譲渡後の営業を維持することができないことによるものであり、被申立人らは、組合員が多く集まっていたコース管理部門の組合員全員と、それ以外の組合活動を特に熱心に行っていた組合員にしぼって解雇したものである。

(2) 被申立人の主張

ア 被申立人 B 1 の主張

(ア) B 1 が組合員の使用者に当たらないことは、前記1(1)イのとおりである。

(イ) B 1 は、C 1 からの可能な限り従業員の雇用をしてほしいとの要望を踏まえつつ、経営の合理化を図ろうとする中で、C 1 の従業員の C 1 における前職を勘案しつつ、個別に採用・不採用を決定することとした。すなわち、B 1 は、応募のあった者について、B 1 における業務遂行体制及び想定される業務量を念頭に置きつつ、主として C 1 における前職を B 1 においても担当させることができるかどうかという観点から採用・不採用を決したものである。

(ウ) B 1 は、組合から結成通知を受けていないし、組合と労働協約も締結していないので、C 1 の従業員であった者によって構成されている組合が、C 1 から便宜供与を受けていた組合事務所を、施設管理権を有する B 1 の承諾がないにもかかわらず占有し続けていることを看過することはできず、明渡しを求めているにすぎない。

また、B 1 は、ゴルフクラブの営業開始後に新たにキャディとして従業員の一般募集・採用を行ったが、これはキャディが不足していたために行ったものであって、C 1 の従業員で不採用となった者に、キャディを希望した者はいなかったのである。

イ 被申立人元理事らの主張

元理事らが組合員の使用者に当たらないことは、前記1(2)イのとおりである。なお、C 1 の事業譲渡・解散及び全従業員の解雇は、C 1

の著しい業績悪化と債務超過及び資金不足により事業の継続・維持が不可能になったため、やむなく行われたものであり、組合員に対する不利益取扱いでもなければ、組合に対する支配介入でもない。C 1 は、B 1 に対して従業員の雇用の確保に対して「できるだけ配慮をお願いしたい」旨懇請し、これにより多くの従業員が採用された。組合員の一部が B 1 に採用されなかったからといって、不利益取扱いや支配介入に当たるということにはならない。

ウ 被申立人 B 2 の主張

B 2 が組合員の使用者に当たらないことは、前記 1 (3)イのとおりである。

第 4 争点に対する判断

争点 1 (B 1 、元理事ら及び B 2 は、それぞれ組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。)及び争点 2 (C 1 による組合員の解雇及び B 1 による組合員の不採用は、 B 1 、元理事ら及び B 2 による不利益取扱い及び支配介入に当たるか。)について

1 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件事業譲渡契約前の C 1 、 C 2 及び B 2 の関係等について

ア C 1 の概要

(ア) 定款

C 1 には「 C 1 定款」があり、この定款には、①名称、②目的、③事務所の所在地、④会員資格の得喪に関する事項、⑤理事等の役員に関する事項、⑥会議に関する事項(総会、理事会等の構成員、招集手続、決議は出席者の過半数をもって決すること等)、⑦会計に関する事項(C 1 の資産は理事長が管理すること、予算は理事長が編成し理事会の審議を受け、決算は総会において承認を受けること等)、⑧定款の変更は総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とすること、などが定められていた。

(丙 1)

(イ) 就業規則等

C 1 には就業規則並びに当該就業規則に基づく賃金規程及び退職金規程があり、これらには、①採用、異動、退職及び解雇に関する事項、②始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇に関する事項、③勤務時間に関する事項、④賃金の決定、計算及び支払いの方法、締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、⑤退職金に関する事項、⑥服務規律、⑦安全及び衛生に関する事項、⑧災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、⑨表彰及び制裁に関する事項などが定められていた。

(丙17の1、丙17の2、丙17の3)

(ウ) 理事等

a C 1 の理事は、任期2年で、理事会を組織し、総会及び理事会の決議事項を遂行する。平成19年3月時点では、理事14名のうち6名は、B 2 の取締役又は役員経験者であった。「C 1 定款」には、第17条に「役員はすべて名誉職とする」と定められている。

また、C 1 の理事長は、理事の互選により定められ、C 1 を代表する。C 1 の歴代理事長は、昭和13年以降平成19年5月のC 1 の解散に至るまで、B 2 の取締役又は役員経験者であった。

(甲80の2、甲85の1、甲85の2、甲85の3、丙1)

b C 1 の支配人は、昭和42年以降B 2 の従業員が出向している。平成19年5月時点では、理事長付き支配人、支配人及び副支配人の3名が、B 2 からの出向者であった。なお、同15年以降、C 1 は、出向してきたB 2 の従業員に対して、その賃金を負担していなかった。

(甲80の1、甲85の1、甲85の2、甲85の3)

c 元理事らのC 1 解散時における役職等は次のとおりである。なお、C 1 は、平成18年4月7日に行った団交において、組合の「何名居られるんですか、その経営権に関しての方は」との質問に対し、「経営権とははっきり言えませんが、その理事長を筆頭にして、常務理事、財務理事、キャプテンこれが4役」と答えたことがある。

	役 職	職務内容	B 2 との関係
Z 1	理 事 長	C 1 代表 会務の統括	元 B 2 代表取締役 副社長
Z 2	常務理事	常務の掌理	元 B 2 常務取締役
Z 3	財務理事	財務に関する一切の 事項の掌理	元 B 2 専務取締役
Z 4	キャプテン (理事)	ゴルフ競技及びゴルフ リンクスに関する 一切の事項の担任	—

(甲85の1、甲85の2、甲85の3、甲92の6、丙22、当事者 Z 1)

イ C 1 と C 2 の関係等について

(ア) C 2 の株主は、C 1 の会員資格を有していた。

なお、C 2 の登記簿によれば、C 2 の資本金は約9,400万円で、発行済株式は785株である。

発行済株式785株のうち26株は、B 2 が株主として保有しており、残り

はすべて持株1株の株主が保有している。

(甲85の1、甲85の2、甲85の3、丙1、丙18)

(イ) 平成19年4月頃、C2の取締役は3名であり、そのうち2名はC1の理事であるとともに、3名ともB2の取締役経験者である。

(甲57、甲58、丙18)

(ウ) C2は、昭和19年4月以降戦時中のため休業し、戦後も休業を続けていた。

平成5年2月11日、C2とC1は、C2がゴルフクラブ内に建築したクラブハウスを、C1が借り受ける旨の賃貸借契約を締結し、これを機にC2は営業を再開した。その際、C2が借り入れたクラブハウスの建築資金のうちの10億円についてはB2が債務保証し、B2はC2からクラブハウスに根抵当権の設定を受けた。

平成18年3月、C2は、唯一の資産であったクラブハウスを13億円余でB2に売却し、その代金のうち10億円余でC2の金融機関に対する債務を弁済し、残りの大部分についてはC1に貸し付けた。

(甲57、甲58、甲85の1、甲85の2、甲85の3、丙20、当事者Z1)

(エ) C2は、C2名義で資金調達を行い、C1に長期貸付を行っていた。

(甲85の1、甲85の2、甲85の3)

(オ) C2の従業員は、C1の従業員でもあった組合員X2(以下「X2組合員」という。)1名のみである。X2組合員は、C2の経理とC1の経理の両方を行っていたが、C2の経理業務はほとんどなかった。

(甲57、甲58)

ウ C1とB2との業務委託契約について

(ア) ゴルフクラブは、昭和13年に開業した大阪府泉南郡岬町に所在するゴルフコースであって、戦中から休業していたが、戦後再開されていた。

その後、昭和33年には、ゴルフクラブは、都市公園法に基づく都市公園であるみさき公園の公園施設となった。みさき公園の区域に係る土地の所有者はB2であり、B2は、開設者及び公園管理者である地方公共団体の岬町(以下「岬町」という。)との間に、当該土地のみさき公園の敷地としての使用貸借契約を締結している。

岬町は、 B 2 に、みさき公園における公園施設の設置及び維持管理を許可し、 B 2 は、岬町に対し、都市公園の利用料を支払っている。

なお、平成16年12月の都市公園法の改正により、公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園については、貸借契約の終了により都市公園を廃止することができる規定が追加された。この改正に伴い、 B 2 は、同17年頃から、岬町に対し、みさき公園の一部の区域に係る土地の使用貸借契約を解除したい旨申出を行っていたところ、同19年6月29日、 B 2 と岬町との間で、従前のみさき公園の敷地からゴルフクラブの区域に係る土地を除いた土地に係る使用貸借契約が締結され、ゴルフクラブの敷地部分については、都市公園の区域からはずれた。

(甲85の1、甲85の2、甲85の3、甲87、甲88、甲89、甲90、甲91、証人 Y 3)

(イ) C 1 は、 B 2 からみさき公園の公園施設の設置及び維持管理のうち、ゴルフ場の公園施設の設置及び維持管理の委託を受け、みさき公園内においてゴルフクラブを運営し、 B 2 に対し、 B 2 が岬町に支払う都市公園使用料の一部を支払うことになっていた。

なお、 C 1 は、ゴルフクラブのクラブハウスを、平成18年3月までは C 2 から、その後はクラブハウスの譲渡に伴い B 2 から賃借していた。

C 1 及び B 2 が同元年4月1日付けで締結した契約書には、次のとおり記載されている。

「 契約書

B 2 (以下甲という。)と C 1 (以下乙という。)

とは、甲が昭和36年4月1日付で岬町と締結した岬町都市公園の建設並びに経営に関する基本契約及び協議並びに平成元年4月1日付で岬町と交換した覚書に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は岬町から許可を受けた都市公園(みさき公園)の公園施設の設置並びに維持管理のうち、ゴルフ場の公園施設の設置並びに維持管理を乙に委託するものとする。

第2条 (略)

第3条 ゴルフ場の施設に要する資金及び維持管理に係る一切の費用は乙が負担するものとする。但し、施設物の所有権は乙に帰属するものとする。

第4条 甲が岬町へ支払う公園使用料の分担については、別途協議する。

(以下略) 」

(甲85の1、甲85の2、甲85の3、丙19、丙22、当事者 Z 1)

エ C 1 の経営状況等について

(ア) 収支状況

C 1 の収支状況は次の表のとおりである。 C 1 は、平成11年度までは事業損益では赤字、経常損益では黒字であったが、同12年から同18年までは事業損益及び経常損益とも赤字であった。

(単位：円)

	事業収入	事業損益	経常損益	繰越剰余金 繰越損失金
平成12年	510,761,274	△183,212,358	△38,320,093	87,119,572
平成13年	471,648,547	△257,289,589	△173,234,340	△86,114,768
平成14年	441,057,348	△260,694,867	△294,443,807	△380,558,575
平成15年	427,207,784	△242,799,766	△179,291,179	△559,849,754
平成16年	422,271,112	△169,971,583	△84,980,660	△644,830,414
平成17年	413,910,962	△123,329,375	△54,107,147	△698,937,561
平成18年	408,559,741	△144,604,325	△62,578,726	△761,516,287

(丙3、丙11の1、丙11の2、丙12の1、丙12の2、丙13の1、丙13の2、丙14の1、丙14の2、丙15の1、丙15の2、丙16の1、丙16の2、丙22)

(イ) 経営対策等

平成12年以降、 C 1 は、 B 2 グループでの法人会員入会、 B 2 によるゴルフクラブ内の立木等の買取、近隣の宿泊施設等に対する営業活動等の来場者誘致、年会費の値上げ、人件費の削減等の経営対策を行っていた。また、前記イ(ウ)の C 2 から B 2 へのクラブハウス売却を行った同18年3月以降、 B 2 は、 C 1 に対し、ビジターをもっと増やしたらよいのではないか、インターネット予約を行えばよいのではないか、ダイレクトメールを出せばよいのではないかなどの営業面でのアドバイスをを行うようになるとともに、 C 1 から収支状況の報告を受けるようになった。

C 1 は、 C 2 に対するクラブハウスの賃借料を同12年7月分までは支払ったものの、その後の支払いは滞っていた。 C 1 の B 2 に対する都市公園使用料は、同11年12月分の一部まで支払われた後滞っていたが、上記 C 2 から B 2 へのクラブハウス売却後に支払いが再開していたものの、同18年10月頃から再び滞るようになった。また、従前は C 1 が支払っていた B 2 からの出向者に係る人件費は、同17年12月の時点では、 B 2 が支払っていた。

C 1 は、①同17年12月末現在では、 C 2 に対し長期借

入れ 8 億 8,000 万円及び滞納家賃等約 4 億円、 B 2 に対し未払いの都市公園
使用料 3 億 6,900 万円の債務があり、②同 18 年 12 月末現在では、 C 2
に対し長期借入れ 11 億 4,000 万円及び滞納家賃等 4 億 1,400 万円、 B 2 に対
し未払いの都市公園使用料 2 億 7,300 万円の債務があった。

(甲 85 の 1、甲 85 の 2、甲 85 の 3、乙 5、丙 22、証人 Y 3)

(ウ) C 1 によるコース管理の業務委託について

a 平成 17 年 11 月 27 日、 C 1 は、組合に対し、「 B 2 から様々な
形での支援を受けることにより、資金調達をしてまいりました。 B 2 か
らの更なる資金援助を受けるためには、自立経営が成り立つ経営改善を迫ら
れております」として、経営の安定を図るためには今まで以上の経営努力と
効率化が必要であって、そのためには人件費を含む費用のより一層の削減が
必要であるため、ゴルフクラブのコース管理の業務委託を提案する旨の申入
書(以下「17.11.27 申入書」という。)を提出した。なお、同年 12 月 7 日付け
で C 1 が組合に提出した「11 月 27 日付け「申入書」に関する詳細
説明」と題する文書には、約 5,000 万円(うち、コース管理の業務委託を実施
することによるものは約 2,000 万円)の経費削減と約 3,000 万円の増収策によ
り、年間 8,000 万円を改善することを計画しており、これにより黒字決算に転
じる構想である旨記載されていた。

17.11.27 申入書による申入事項は、次のとおりである。

「コース管理業務の業務委託について

1. コース管理業務を専門業者に業務委託する

コース管理業務を平成 18 年 3 月から専門業者に委託する

2. コース管理所属従業員は委託業者に転籍する

コース管理に所属する従業員は、平成 18 年 2 月末で C 1

を退職(退職金支給)し、希望者は委託業者が受け入れる」

(甲 52、甲 60、甲 61、丙 3)

b 組合は、 C 1 に対し、①平成 17 年 12 月 2 日、経営状況の現状、
合理化計画の全体像、合理化案実施後の業績見通し等を示すことを求める
17.11.27 申入書に対する回答書を提出するとともに、②同月 3 日、17.11.27
申入書及び上記回答書についてを議題とする団交を同月 7 日に開催するよう
求める申入書を提出した。なお、当時、 C 1 でコース管理業務を
行っていた従業員は 9 名であって、全員が組合員であった。

(甲 1、甲 2)

c 平成 17 年 12 月 7 日から同 18 年 10 月 21 日までの間に、組合と C 1

は、コース管理の業務委託及びコース管理に所属する従業員の委託業者への転籍申入れに関して団交を13回行ったが合意に達しなかった。

これらの団交において、C1 は、組合に対し、経営状況の現状、合理化計画の全体像、合理化案実施後の業績見通し等について、財務諸表等の文書の提示を含めて説明を行うとともに組合からの質問に対しても文書によるものも含めて回答を行い、転籍後の労働条件等について、委託業者（予定）の話聞く機会をもってほしい旨、コース整備にかかる費用は平成17年度には約1億600万円であったが、委託した場合には見積りを前提にすると約8,900万円となる旨述べた。

また、C1 が、組合に対して示した、コース管理に所属する従業員が委託業者への転籍に応じた場合の労働条件は、①ゴルフクラブでの勤務になる旨、②コース管理に所属する従業員が委託業者へ転籍した場合の賃金決定は、委託業者が行う個別面談により決定される能力給である旨、③転籍に伴う退職金はC1 の退職金支給規程に基づくもののほか、割増金を支給する旨、④転籍を希望しない者については、キャディーへの配置転換を行う旨、であった。

組合は、委託業者（予定）による説明を受けることは拒むとともに、平成18年10月21日付け文書で、転籍に同意する組合員は皆無であるとして、コース管理の業務委託に関する団交を打ち切る旨表明した。

なお、団交の席上、B2 から出向しているC1 の支配人が、「（コース管理業務委託による従業員の転籍に係る退職金は）B2 に援助して貰うと。B2 はそんな合理化するんやったら援助しますよと。合理化に対する援助やけどね、それがなかったらもう援助できませんといわれてる」、「委託に出すことによってB2 から支援が出る」と述べたことがある。

（甲2、甲3、甲4、甲5、甲6、甲7、甲8、甲9、甲11、甲12、甲13、甲14、甲15、甲92の1、甲92の2、甲92の3、甲92の4、甲92の5、甲92の6、甲92の7、甲92の8、甲92の9、甲92の10、甲92の11、甲92の12、甲92の13、甲93、丙3、丙4の1、丙4の2、丙4の3、丙4の4、丙5、丙6、丙7、丙8、丙9）

- d 平成18年10月26日、組合は、当委員会に対し、組合員のC1 における雇用の確保と地位保全等を調整事項として、あっせんを申請した（平成18年（調）第41号事件）。当委員会におけるあっせん手続において、組合とC1 は合意に達することはなく、同年12月5日、あっせん手続は

打切りとなった。

(甲18、甲93、丙22)

e 平成18年10月28日、 C 1 は、組合に対し、「コース部に所属する C 1 労働組合員は、平成18年11月1日から、当分の間、自宅待機を命ずる」ことを文書(以下「18.10.28通知書」という。)で通知した。また、同年10月31日、 C 1 は、同年11月1日から当分の間自宅待機を命じる旨の辞令を読み上げた上で、コース部に所属する組合員9名(後記(6)エ(ア)aからgまでの7名の組合員、組合員 X 3 及び組合員 X 4)に対しこれを交付しようとしたが、これらの組合員は当該辞令の受領を拒否した(以下、同日からの組合員の自宅待機を「18.11.1自宅待機」という。)。当該辞令には、自宅待機期間中の賃金は、「基本給・役職手当・職務手当、皆勤手当、家族手当、祝日出勤の代休精算」について支給する旨記載されていた。

なお、コース部所属の組合員は、同年11月1日以降は出勤しても就労することはできなかったが、自宅待機期間中の賃金は支払われていた。

(甲53、甲64、甲66、甲93、丙22、当事者 Z 1)

f 平成18年10月31日付けで、 C 1 と D (以下「 D 」という。)は、同年11月1日から、 D にゴルフクラブのコース管理業務を委託する旨の「確認書」を締結した。なお、 D は、 B 2 の子会社が運営しているゴルフ場のコース管理を行っている会社である。

(甲84の2、乙5)

g 平成18年10月29日、組合は、 C 1 に対して、18.10.28通知書の内容に対して断固反対するとして、18.11.1自宅待機に関する団交を申し入れた。組合と C 1 は、同年11月14日から同19年2月10日までの間に、18.11.1自宅待機に関する団交を8回行うとともに、組合は、同年1月7日、コース管理業務の委託、18.11.1自宅待機に抗議するとして、ストライキを実施した。

(甲17、甲19、甲20、甲21、甲22、甲23、甲24、甲29、甲92の14、甲92の15、甲92の16、甲92の17、甲92の18、甲92の19、甲92の20、甲92の21、甲93)

h 平成19年3月付けで、組合と C 1 は、次の内容の「協議合意の覚書」を締結し、前記eの組合員9名のうち、同年2月に退職した組合員 X 4 (以下「 X 4 組合員」という。)を除く8名の組合員は、同年3月24

日に18.11.1自宅待機を解除され、「業務部営業課勤務（暫定扱い）」を命じられた。18.11.1自宅待機が解除された組合員8名の勤務場所は、従来組合事務所として使用されていた駐車場横の建物にファックス付きの電話機を新設したものであって、C1は、組合員8名に対し、どのように営業活動を行うのか具体的な指示は行わなかった。

「 協議合意の覚書

1 コース管理部に所属する A1 員については、暫定的に来場者獲得のための営業販売促進活動につくものとする。（自宅待機は解除）
暫定の意味は、支援をお願いしている B2 から3月末を目途として具体的な支援策が出るまでの期間とし、業務内容についても同様とする。

2及び3 （略）

」

（甲31、甲70、甲93、当事者 X1 ）

（2）本件事業譲渡契約等について

ア 平成18年10月頃から、C1からの都市公園使用料の支払猶予の要請を受けた B2 は、このままでは C1 の経営破綻は避けられないとして、その場合の B2 としての対応策の検討を開始した。この検討の中で、ゴルフクラブ救済案として、B2 が事業継続のための子会社をつくり、C1 から事業譲渡を受けるというスキームを検討するようになった。

（証人 Y3 ）

イ C1 は、B2 に対し、平成18年の年末頃から同19年の年始頃にかけて運転資金の枯渇等を理由として非公式に支援の要請を行った。この要請を受けた B2 は、C1 に対し、前記アのスキームを提案した。

C1 は、同年1月21日開催の理事会での決議を経て、同月23日、「経営支援のお願い」と題する文書により全面的な支援を要請した。同文書には、次のとおり記載されていた。

「当クラブは平成12年度以降、7年連続の赤字決算という厳しい運営状態にあります。この間、貴社から様々なご支援を賜りながら、この状況を打開するべく、来場者誘致活動、年会費の増額、人件費・諸経費の削減など、数々の収支改善策を実施してまいりましたが、来場者数の低迷及び客単価下落などもあり、平成19年度についても赤字運営が避けられない見通しにあります。

理事会といたしましても、今後とも鋭意経営改善に努めてまいりたいものの、資金的にまったく余裕のない状況であることから、近い時期での資金枯渇による経営破綻が不可避であり、社会に多大な影響を及ぼすことにもなりかねません。

今般、こうした最悪の事態を避けるために、貴社に対して、資金、運営の両面からの全面的な支援をお願いする次第です。

(略)

(甲68、乙5、丙10、丙22)

ウ 平成19年1月末頃、B2は、ゴルフコンサルタント会社に対し、C1の再建可能性評価を依頼した。

同年3月30日付けで、B2は、ゴルフコンサルタント会社によるゴルフクラブの再建可能性評価の結果を踏まえ、C1に対し、前記イのC1からの支援要請に対する回答として、C1の労働契約を承継しないことを前提に、B2の設立する子会社に対する事業譲渡を提案した。

同月31日、C1の理事会において、上記のB2の提案に基づく事業譲渡及びC1の解散が決議された。なお、C1は、B2に対し、上記提案を受諾する旨伝えるとともに、C1の従業員の雇用への配慮を要請した。

(甲92の22、乙5、丙22、証人 Y3)

エ 平成19年4月1日、C1は、従業員及び組合を含む労働組合に対し、B2の子会社に対する事業譲渡に関する説明会を開催した。説明会において、C1は、組合に対し、①同年5月31日付けでB2が100%出資する会社(以下、後記オの設立前に関らず、同社を「B1」という。)に事業譲渡を行う、②C1は同日付けで解散する、③上記①及び②に関する総会を同年4月22日に開催する、④C1の従業員は事業譲渡及び解散により退職してもらい、⑤退職金は支払う、⑥B1での再雇用については、B1の就業規則及び賃金規程を制定の上で通知し、個人の雇用についての手続に入る、⑦B1の従業員の体制は(B2が)ゴルフコンサルタント会社へ依頼し、全国の平均的な就業体制等の資料に基づき、適正人員を出しているところである、旨を述べた。

(甲92の23、丙22)

オ 平成19年4月12日、B1が設立された。B1代表取締役であるY1(以下「Y1社長」という。)は、B2の執行役員であり、C1の理事であった。

(甲85の1、甲85の2、甲85の3)

カ 平成19年4月13日付けで、C2は、株主に対し、同月22日午前10時から、C1に対する債務免除承認の件を議案として、臨時株主総会を開催する旨通知した。この通知書には、この議案が、C1はB1

に事業譲渡した上で解散することを予定しており、C2はこの計画を支援すべく、C1の要請を受け、C1に対して有する債権全額を放棄して債務免除をしようとするものである旨記載されていた。

また、同月13日付けで、C1は、会員に対し、同月22日午前11時から、①B1に対するC1事業譲渡承認の件、②C1解散の件、を議案として、臨時総会を開催する旨通知した。この通知書には、本件事業譲渡契約書の案を添付してあり、これらの議案が、C1が同年中に資金不足に陥るおそれがあり、事業存続が困難であるため、B2が全額出資して設立するB1に事業譲渡した上で、C1を解散しようとするものである旨記載されていた。

(甲81、甲82)

キ 平成19年4月20日、C1とB1は、本件事業譲渡契約を締結した。本件事業譲渡契約の内容は、次のとおりである。

「 事業譲渡契約書

C1 (以下「甲」という)と B1 (以下「乙」という)は、事業譲渡につき以下のとおり契約を締結する。なお、株式会社大阪ゴルフクラブを「丙」という。

第1条 (目的)

甲は甲のゴルフ事業およびこれに付随する事業の全部 (以下「本事業」という)を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 (譲渡財産)

前条により譲渡すべき財産 (以下「譲渡財産」という)は、譲渡日現在における甲の本事業に関する一切の固定資産とリース資産と法定期限内の貯蔵品並びに会員の預かり保証金債務1億5500万円と退会金債務3650万円と第5条の譲渡日時点での未払いリース債務10,629,150円及び丙の株主会員を含む会員の地位 (但し、乙所定の届出用紙で所定期限内に新たに会員の届出をしたものに限る)とし、その詳細については本契約締結後、甲乙協議の上、これを決定する。なお、乙は上記以外いかなる債務 (税金含む)も承継しない。

第3条 (本事業の対価及び支払額)

甲が乙に譲渡する本事業の対価は、金538,809,600円 (消費税含む)とし、支払額はこの対価より乙が承継する債務金円を控除した金336,680,450円とする。但し、第2条の譲渡財産の金額について訂正があるときには、甲乙協議の上、本事業の対価及び支払額を変更することができる。

第4条 (支払時期等)

前条の支払額の支払時期は次条の譲渡日とする。なお、支払方法は、甲乙別途協議の上これを決定する。

第5条（譲渡日）

甲は、平成19年5月31日（以下「譲渡日」という）をもって、譲渡財産を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。但し、手続上の事由その他合理的な必要あるときは、甲乙協議の上譲渡日を変更することができる。

第6条から第9条まで（略）

第10条（従業員の取扱）

本事業に従事している甲の従業員の雇用関係については、乙はこれを承継せず、甲の責任と負担において退職金・給与その他一切の従業員に対する支払をする。

2 甲は、本事業に従事する甲の従業員を、譲渡日をもって退社させるものとする。

第11条（略）

第12条（総会の承認）

甲は、平成19年4月22日までに総会を開催し、本契約の締結及びその履行並びに甲の解散につき、総会の承認を得るものとする。

第13条（略）

第14条（丙の債務免除）

甲は、譲渡日までに、丙より甲に対する一切の貸付金、寄託金及び未収入金の債権について、債務免除を受けるものとする。

第15条から第17条まで（略）

（乙1）

ク 平成19年4月22日午前10時から同10時30分まで、C2 は臨時株主総会を開催し、同株主総会において、C1 に対する債務免除が承認された。

また、同日午前11時から同11時30分まで、C1 は臨時総会を開催し、同総会において、B1 に対する事業譲渡及びC1 の解散が承認された。同総会の議事録に押印しているのは、元理事らとC1 の理事としてのY1社長の計5名であった。

（甲81、甲82）

（3） C1 従業員に対する B1 による募集について

ア 平成19年4月25日付けで、B1 は、C1 の従業員を対象として、給与条件などを記載した文書及び面接応募用紙を添付した「従業員の募集に

ついて」と題する文書により、19. 4. 25募集を行った。 C 1 の従業員に対する19. 4. 25募集の説明は、平成19年4月25日に C 1 が行った。なお、 B 1 は、19. 4. 25募集による募集人数については、ゴルフコンサルタント会社の意見を参考にして決定したものであって、後記(4)アの B 1 の開業までの間、19. 4. 25募集以外の従業員の募集は行わなかった。

19. 4. 25募集の概要は、次のとおりである。

(甲54、証人 Y 4)

(ア) 募集職種及び人数

募集職種及び人数は、①業務スタッフ職（事務所・ロッカールーム・浴場など）6名程度、②営業スタッフ職（フロント・売店など）3名程度、③マスタ室（マスタ室・ポータ…など）6名程度、④キャディ職（キャディなど）50名程度で、コース管理職の募集はなかった。

(イ) 応募方法

応募しようとする者は、面接応募用紙に記入の上、平成19年4月30日までに C 1 支配人室まで提出することとされていた。応募に当たっては、 C 1 での担当職に関係なく応募することができるとともに、複数の職種に応募することもできた。

(ウ) 選考方法

B 1 が応募者に対し面接を行った上で、選考して、採用者を決定することとされていた。なお、採用後に、応募の際に希望した職種に限らず、幅広い職種を担当させる場合があることが明示されていた。

(エ) 給与等

業務スタッフ職、営業スタッフ職及びマスタ室に関する職（以下、これらの職を併せて「クラブハウス関係職」という。）に採用される者の給与等は、①係員クラスは基本給として月額16万円から19万円程度、②主任クラスは基本給に役職手当を加えたものとして月額20万円から23万円程度、③責任者クラスは基本給に役職手当を加えたものとして月額27万円から30万円程度とされていた。また、キャディ職に採用される者の給与等は、基本給として月額14万円から17万円程度、ラウンド給として日額3千円程度とされていた。

イ 平成19年4月27日付けで、 C 1 は、全従業員に対し、同年5月31日付けで解雇する旨を文書で通知した。なお、この文書には、次のとおり記載されていた。

「任意団体 C 1 は、平成19年5月31日を以って解散いたしますので、同年6月1日以降、あなたを雇用することができません。したがって、就業規則

19条8号に基づき、あなたを同年5月31日付けにて解雇いたしますので、その旨本書をもってあらかじめご通知いたします。」

なお、C1の就業規則には、次のとおり定められていた。

「(解雇)

第19条 クラブは、従業員が次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。

①から⑦まで (略)

⑧経済事情の変動による事業の廃止、縮小、経営の合理化等のため余剰員を生じたとき

⑨及び⑩ (略) 」

(甲55の1、甲55の2、甲55の3、甲55の4、甲55の5、甲55の6、甲55の7、甲55の8、甲75の1、甲75の2、甲75の3、甲75の4、甲75の5、甲75の6、甲75の7、甲75の8、丙17の1)

ウ B1の19.4.25募集に対しC1の従業員74名のうち70名が応募した。クラブハウス関係職に応募したのは26名であった。

応募者それぞれの面接日時は、平成19年5月2日に、C1から伝えられ、応募した者70名のうち64名が、同月7日から同月11日までの間に、B1による面接を受けた。

面接に先立ち、B1は、C1から、応募者の年収等の事項は聴取していた。

B1は、面接において、応募者に対し、①C1での仕事内容と仕事で気をつけていることは何か、②B1でどのような仕事をしたいのか等に関する質問を行うとともに、仮にB1に採用になった場合の賃金について伝えた。

(甲54、甲93、乙4、証人 Y4)

エ B1は、19.4.25募集に対する応募者で面接を受けた64名のうち、55名を採用し、9名を不採用として、平成19年5月22日付けで、面接を受けた者それぞれに通知した。

クラブハウス関係職に応募した者は、26名のうち25名が面接を受け、15名はクラブハウス関係職として、1名はキャディ職としてそれぞれ採用され、9名は不採用となった。キャディ職に応募して、面接を受けた者は、全員が採用された。不採用となった9名は、組合員であった。

(甲56の1、甲56の2、甲56の3、甲56の4、甲56の5、甲56の6、甲56の7、甲56の8、甲77の1、甲77の2、甲77の3、甲77の4、甲77の5、甲77の6、

甲77の7、甲77の8、乙4、証人 Y4)

オ 平成19年5月31日、 C1 は、従業員全員を解雇して、解散した。なお、 C1 は、同日までゴルフクラブの営業を行っていた。

C1 は、従業員に対し退職金を支払ったが、組合員の中には退職金の受領を拒否した者もいた。

(丙22)

(4) B1 の営業開始について

ア 平成19年6月1日、 B1 は、ゴルフクラブの営業を開始した。 B1 の役員は、Y1社長を含め、全員が B2 の社員であり、支配人及び2名の副支配人はゴルフコンサルタント会社の者である。なお、同日現在の B1 の従業員は、前日まで C1 の従業員であった者54名(前記(3)エで採用された55名のうち辞退者1名を除く。)であった。

(甲92の22、乙4、証人 Y4)

イ 「 B1 」という B1 の会社名は、「 C1 」に「 D 」を冠したものであり、ゴルフクラブの名称「 C1 」、ロゴマーク及び施設は、 C1 が運営していたときと同一である。 B1 は、 C1 の会員を引き継ぐとともに、その成績の記録等も引き継いだ。

なお、 B2 は、「 C1 」がステータスのある老舗のゴルフ場であるとして、「 C1 」の名称、ロゴマーク等を使うことを前提に、 C1 から事業譲渡を受ける子会社の B1 を設立したものである。

(証人 Y3)

ウ B2 は、平成19年2月又は同年3月頃、ゴルフコンサルタント会社の意見を踏まえ、 B1 が設立されて C1 から事業譲渡を受ける場合にはゴルフクラブのコース管理は外注することを決定していた。 B1 では、 B2 の指示により、コース管理については、自らの従業員が行うのではなく、外注しており、 B1 にはコース管理を行うための従業員はいない。

(乙4、証人 Y4)

エ B2 では、連結決算対象となる子会社の経理は、 B2 のグループ会社である経理専門会社に外注することとしている。 B1 は、 B2 の連結決算の対象であり、 B2 の指示により、当該経理専門会社に委託することになっていた。

(乙4、乙5、証人 Y4 、証人 Y3)

オ B1 では、キャディ以外の従業員は、概ね2から3の業務を兼務してお

り、フロント業務のみを行う従業員はいない。

(乙4、証人 Y4)

(5) 本件事業譲渡契約に関する組合との団交等について

ア 平成19年4月5日付けで、組合は、 B2 に対し、① C1 の従業員全員が B1 で働けるよう、及び現行の労働条件が下回らないよう、B1 を指導してほしい、② B1 の体制が決定次第、組合と話し合いの場を持つよう申し送りをしてほしい、旨を文書で申し入れた。この申入れに対し、B2 は、同月13日付けで、 C1 に B1 への事業譲渡を提案したが、「現時点においては、未だ C1 より事業譲渡を受けておりません。このような段階で、今回の申し入れにお答えすることはいたしかねます」と文書で回答した。

(甲38、甲73)

イ 平成19年4月6日付けで、 A4 C1 合理化対策委員会(同17年12月頃、組合が上部団体である A4 大阪府支部とともに設置した委員会。以下「対策委員会」という。)は、 C1 に対し、従業員の雇用の承継、 B1 での労働条件等を含む事業譲渡に関する事項についての団交を行うよう申し入れた。これに対し、 C1 は、同月13日付けで、①雇用契約については B1 に承継しないことはすでに伝えたとおりである、② B1 での雇用及び労働条件は B1 において決定することであるなどとして、組合の団交申入れ事項は、 C1 において団交により決定し得べきものではないので、団交には応じられない旨、文書で回答した。

(甲59、甲72)

ウ 平成19年4月16日、対策委員会及び組合は、 C1 に対し、組合員の雇用関係等を議題とする団交を開催するよう申し入れた。

同月25日に開催された団交において、 C1 は、① B2 に対し、 C1 の従業員の雇用についての要望書を出した、②同月22日に開催された会員総会において B1 に対する事業譲渡と同年5月31日をもって C1 が解散することが承認された、③同日をもって雇用関係が終了するので、事業主の都合による退職金を支払いたい、④「 B2 サイド」からの B1 の雇用の申込みに関する書類をもらっているのを渡したい、⑤労働債権は確保する、旨述べた。組合は、同団交において、判断する材料が乏しいとして、 B1 の就業規則、採用条件等が明示された後に説明会を開催してほしい旨述べるとともに、同月26日付けで、 C1 及び B1 に対し、 B1 による説明会を開催するよう文書で申し入れたが、説明会が開催されるこ

とはなかった。

(甲39、甲44、甲45、甲92の22、甲93)

エ 平成19年5月16日、組合は、 B 1 に対し、説明会が開催されていないとして、 B 1 の登記、役員構成、資本金及び経営方針について文書で回答するよう要求した。

これに対して、 B 1 は、同月22日、文書により、① B 1 の会社内容に関する説明については、応募者と個別に行うこととし、組合に対し説明会を開催する意向はない旨述べるとともに、② B 1 は新規に従業員を募集している段階にあり、 B 1 に組合員は存しないので組合の質問に「回答をしなければならない立場にはないものと認識」しているが「念のために」として組合からの上記の要求に対する回答を行った。

(甲48、甲76)

(6) B 1 による組合員の採用及び不採用について

ア 平成19年4月30日、19.4.25募集に対し、同日現在で組合員であった17名全員が、業務スタッフ職、営業スタッフ職又はマスタ室に関する職のいずれでもよい旨を面接応募用紙に記載して、応募した。

(甲93、証人 Y 4)

イ 前記アの17名の者は、①平成19年5月8日頃、それぞれ B 1 の面接を受け、②同月23日頃、 B 1 から面接結果として、採用又は不採用の旨が記載された同月22日付けの通知を受け取った。採用となった者は8名、不採用となった者は9名である。

17名の者の C 1 における担当課等、 B 1 における採用・不採用は、次のとおりであって、採用となった者のうち組合員 X 5 及び同 X 6 は、同月になってから組合を脱退した者であった。なお、組合員 X 3 (以下「X 3 組合員」という。)は、元コース管理担当者であって、 B 1 により採用の通知を受けたが、 B 1 の営業開始前に C 1 を退職し、 B 1 に雇用されなかった。

	氏 名	担 当 課 等	採用・不採用
1	X 2 組合員	総務部経理課 業務部業務課	経理 不採用
2	X 7	業務部業務課	玄関 採用
3	X 8	業務部業務課	フロント 不採用
4	X 9	業務部業務課	ロッカー 採用
5	X 10	業務部業務課	ロッカー 採用

6	X11	業務部業務課	浴場	採用
7	X12	業務部競技課		採用
8	X 5	業務部キャディ課	マスタ室	採用
9	X 6	業務部キャディ課	マスタ室	採用
10	X 1	業務部営業課	元コース管理	不採用
11	X13	業務部営業課	元コース管理	不採用
12	X14	業務部営業課	元コース管理	不採用
13	X15	業務部営業課	元コース管理	不採用
14	X16	業務部営業課	元コース管理	不採用
15	X17	業務部営業課	元コース管理	不採用
16	X18	業務部営業課	元コース管理	不採用
17	X 3 組合員	業務部営業課	元コース管理	採用

(甲56の1、甲56の2、甲56の3、甲56の4、甲56の5、甲56の6、甲56の7、甲56の8、甲77の1、甲77の2、甲77の3、甲77の4、甲77の5、甲77の6、甲77の7、甲77の8、甲93)

ウ B 1 が不採用となった組合員9名に対して送付した「面接結果のご通知」と題する文書には、次のとおり記載されていた。

「 選考の結果、残念ながら採用見送りといたします

お預かりしました履歴書は、同封して返却させていただきます

なお、パートキャディ職の一般公募を行う予定がありますので、希望される場合には、ご応募ください（なお、優先的に採用するものではありませんので、ご承知おきください） 」

(甲56の1、甲56の2、甲56の3、甲56の4、甲56の5、甲56の6、甲56の7、甲56の8、甲77の1、甲77の2、甲77の3、甲77の4、甲77の5、甲77の6、甲77の7、甲77の8)

エ 不採用となった組合員9名のうち7名は、前記(1)エ(ウ) e の18. 10. 28通知書により平成18年11月1日から自宅待機を命じられるまで C 1 でコース管理を行っていた者（以下「元コース管理担当者」という。）であり、他の2名はそれぞれ経理業務及びフロント業務を行っていた者であった。不採用となった組合員9名の概要は、次の(ア)から(ウ)までのとおりであって、面接の際に、キャディをやってもよい旨述べた者はいなかった。

(ア) 元コース管理担当者7名

a 組合員 X 1

組合員 X 1 (以下「X 1 組合員」という。)は、昭和58年3月に

C 1 に雇用され、18. 11. 1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた。 C 1 におけるX 1 組合員の役職は、平成19年3月23日まではコース部コース課の係長であり、同月24日以降は業務部営業課係長であった。また、X 1 組合員は、組合の組合長である。

X 1 組合員は、 B 1 の面接の際、 B 1 から「何でもできますか」という質問を受け、「何でもできます」と答えた。

(甲93、当事者 X 1)

b 組合員 X13

組合員 X13 (以下「X13組合員」という。)は、平成4年9月に C 1 に雇用され、18. 11. 1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた。 C 1 におけるX13組合員の役職は、同19年3月23日まではコース部コース課員であり、同月24日以降は業務部営業課員であった。また、X13組合員は、組合の副組合長である。

(甲93)

c 組合員 X14

組合員 X14(以下「X14組合員」という。)は、昭和47年4月に C 1 に雇用され、18. 11. 1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた。 C 1 におけるX14組合員の役職は、平成19年3月23日まではコース部コース課員であり、同月24日以降は業務部営業課員であった。また、X14組合員は、組合の会計である。

(甲93)

d 組合員 X15

組合員 X15 (以下「X15組合員」という。)は、昭和61年6月に C 1 に雇用され、18. 11. 1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた。 C 1 におけるX15組合員の役職は、平成19年3月23日まではコース部コース課員であり、同月24日以降は業務部営業課員であった。

(甲93)

e 組合員 X16

組合員 X16 (以下「X16組合員」という。)は、平成9年8月に C 1 に雇用され、18. 11. 1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた。 C 1 におけるX16組合員の役職は、平成19年3月23日まではコース部コース課員であり、同月24日以降は業務部営業課員であった。

(甲93)

f 組合員 X17

組合員 X17 (以下「X17組合員」という。)は、平成7年2月に C1 に雇用され、18.11.1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた。C1 におけるX17組合員の役職は、平成19年3月23日まではコース部コース課員であり、同月24日以降は業務部営業課員であった。

(甲93)

g 組合員 X18

組合員 X18 (以下「X18組合員」という。)は、18.11.1自宅待機を命じられるまでゴルフクラブのコース管理業務に従事していた者であって、B1 に採用されなかったが、本件申立てにおいて、組合は、同人の B1 による雇用を請求していない。

(甲93)

(イ) X2組合員

X2組合員は、昭和47年4月に C1 に雇用され、経理関係業務及びフロント業務に従事していた。X2組合員は、平成12年12月に C1 の総務部経理課長兼業務部業務課長となり、同時に C2 に在籍出向して、ゴルフクラブのクラブハウス内で、C1 及び C2 の経理を併せて行っていた。

X2組合員は、の面接の際、B1 に対し、「どこの仕事でもやらせてもらいます」と述べるとともに、B1 からの「計算書までできますか」との質問に対し、計算書は会計事務所が作っており、その前提となる伝票は作っていた旨答えた。また、B1 は、X2組合員に対し、B1 に採用される場合、給与は責任者クラスであって27万円となる旨述べた。

(甲94、証人 X2)

(ウ) 組合員 X8

組合員 X8 (以下「X8組合員」という。)は、平成17年5月に C1 に雇用され、フロント業務に従事していた。C1 におけるX8組合員の役職は、業務部業務課員である。

X8組合員は、B1 の面接の際、B1 から「何でもできますか」という質問に「何でもできます」と答えるとともに、「キャディはできますか」という質問に「キャディはできません」と答えた。なお、面接において、X8組合員は、嫌いな客もおりフロント業務はあまり好きではない旨発言し

た。

(甲93、証人 Y 4 、当事者 X 1)

(7) B 1 による従業員の新規採用について

ア B 1 は、平成19年6月初旬から本件審問終結時までに、キャディとしての従業員募集を複数回行い、十数名をキャディとして採用した。

(甲93、甲95、乙4、証人 Y 4)

イ B 1 は、新たにキャディとして採用した者のうち数名に、フロント業務、マスタ室業務等を兼務させている。

(甲93、乙4、証人 Y 4)

(8) 組合事務所について

組合は、C 1 から便宜供与として組合事務所の貸与を受けていたが、平成19年6月12日、B 1 は、組合に対し、組合事務所を便宜供与する意向はないとして、組合が使用していた組合事務所について、同月末日までに明け渡すよう文書で通告した。これに対して、組合は、同月13日付け文書で、B 1 は

C 1 と実質的同一性を有しており、組合はC 1 から受けていた便宜供与については、B 1 からも受けられる地位にあるとして、今後も組合事務所の使用を続ける旨通知し、本件審問終結時、組合事務所を明け渡していない。

なお、組合は、B 1 に対し、組合結成を通知したことも、団交を申し入れたこともない。

(甲51、甲79、甲93、証人 Y 4)

(9) C 1 の副支配人の発言について

ア 平成18年5月17日、B 2 からの出向者で、C 1 の副支配人であり、かつ総務部長及び業務部長を兼務していたZ 5 (以下「Z 5 副支配人」という。)は、X 2 組合員に対し、X 2 組合員が(任)大阪クラブの課長でありながら組合に加入したことについて、疑義を呈した。なお、X 2 組合員は、組合を脱退していたが、同年2月15日に改めて加入していた。

(甲26、甲69、甲94、証人 X 2)

イ 平成18年12月30日、Z 5 副支配人は、X 2 組合員に対し、「組合長(X 1 組合員)のことをどう思ってる」と尋ね、X 2 組合員は、「組合長を信じてついて行きます」と答えた。

(甲26、甲69、甲94、証人 X 2)

2 争点1 (B 1 、元理事ら及び B 2 は、それぞれ組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。)について、以下判断する。

前記1(3)オ認定のとおり、元コース管理担当者であった組合員7名、X 2 組合員

及び X 8 組合員を解雇したのは雇用主の C 1 であるが、労働組合法第 7 条の「使用者」とは、雇用主には限らないのであって、労働者の基本的な労働条件に関して雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にある場合については、その限りにおいて、「使用者」に当たると解するのが相当である。

よって、B 1、元理事ら及び B 2 のそれぞれが、労働組合法上の「使用者」に当たるかについて、以下個別に検討する。

(1) B 1 について

ア 事業譲渡の場合には、原則として、譲渡人と譲受人との間で合意された範囲で、雇用契約を含む権利義務関係が承継されることになり、譲受人が譲渡人の雇用を引き継ぐか否か、引き継ぐ場合の人数・条件などは、特段の事情のない限り、事業譲渡契約に定められた内容による。

イ 前記 1 (1) エ(ア)、(イ)、(2)イ、ウ、オ、キ認定のとおり、① C 1 は、平成12年度以降、人件費の削減等の経営対策を行っていたものの、事業損益及び経常損益とも 7 年連続で赤字となり、同18年度には繰越損失が約 7 億6,000 万円になっていたこと、② C 1 は、同年12月末現在では、C 2 に対し長期借入金11億4,000万円及び滞納家賃等 4 億1,400万円、B 2 に対し未払いの都市公園使用料 2 億7,300万円の各債務があったこと、③ C 1 は、B 2 に対し、同年末頃から非公式に支援の要請を行い、同年 1 月 21 日開催の理事会での決議を経て、同月 23 日、B 2 に対し、平成19年度についても赤字運営が避けられず、近い時期での資金枯渇による経営破たんが不可避であるとして、全面的な支援を要請したこと、④同年 3 月 30 日付けで、B 2 は、C 1 に対し、B 2 の設立する子会社に対する事業譲渡による救済を提案したこと、⑤同月 31 日、C 1 は、理事会において、上記④の B 2 の提案に基づく事業譲渡及び C 1 の解散を決議し、B 2 に対し、提案を受諾することを伝えたこと、⑥同年 4 月 12 日 B 1 が設立され、同月 20 日、C 1 と B 1 が本件事業譲渡契約を締結したこと、⑦本件事業譲渡契約において、C 1 の従業員の雇用関係については、B 1 はこれを承継せず、C 1 が、C 1 の責任と負担において従業員に対して退職金等の支払をして、従業員を退社させるとされていること、が認められる。

これらの事実からすると、C 1 と B 1 による本件事業譲渡契約の締結は、C 1 が、18億円を超える債務を負担している上、7 年連続の赤字決算による約 7 億6,000万円の繰越損失を計上し、経営改善の見通しが立

たないことから、資金枯渇による経営破たんを回避しようとして B 2 に支援を要請したことによるものとみるべきであるので、上記契約で、 B 1 が C 1 の従業員の雇用関係を引き継がないと定めても、直ちに不合理とはいえない。

ウ 次に、 B 1 による従業員募集等の実態をみる。

前記 1 (2)ウ、(3)ア、ウ、エ、(4)ア、イ認定のとおり、① C 1 は、 B 2 に対し、事業譲渡の提案を受諾する際に、 C 1 の従業員の雇用への配慮を要請したこと、② B 1 は、 C 1 の従業員を対象として 19. 4. 25 募集を行ったが、平成 19 年 6 月 1 日の開業までの間、19. 4. 25 募集以外の従業員の募集は行わなかったこと、③ 19. 4. 25 募集は B 1 が行ったが、その説明を行ったのは、 C 1 であったこと、④ B 1 の 19. 4. 25 募集に対し C 1 の従業員 74 名のうち 70 名が応募したこと、⑤ 応募した 70 名のうち 64 名が B 1 による面接を受け、うち 55 名が採用され、9 名が不採用となったこと、⑥ キャディ職に応募して、面接を受けた者は、全員が採用されたこと、⑦ B 1 の営業開始時の従業員は、前日まで C 1 の従業員であった 54 名（採用された 55 名のうち辞退者 1 名を除く。）であったこと、⑧ 「 B 1 」という B 1 の会社名は、「 C 1 」に「 D 」を冠したものであり、ゴルフクラブの名称「 C 1 」、ロゴマーク及び施設は、 C 1 が運営していたときと同一であること、また、 B 1 は、 C 1 の会員を引き継ぐとともに、その成績の記録等も引き継いだこと、⑨ B 2 は、「 C 1 」がステータスのある老舗のゴルフ場であるとして、「 C 1 」の名称、ロゴマーク等を使うことを前提に、 C 1 から事業譲渡を受ける子会社の B 1 を設立したものであること、が認められる。

これらの事実からすると、 B 1 は、ゴルフクラブの名称、ロゴマーク、施設、会員とその成績等のゴルフ場としての「 C 1 」をそのまま引き継ぎ、事業譲渡の前後を通じて外形的には何ら変更のない営業を行おうとしたとみることができる。加えて、 C 1 から B 2 への従業員の雇用への配慮の要請をも踏まえ、 B 1 は、その営業開始前には C 1 の従業員に対してのみ従業員募集を行い、最も多数を要するキャディ職については希望者を全員採用したことをはじめとして、面接を受けた 64 名中 55 名を採用し、元 C 1 の従業員のみで営業を開始しているのである。

そうすると、前記 1 (2)キ認定のとおり、本件事業譲渡契約においては、 B 1 は、形式的には C 1 の従業員の雇用関係を引き継がないとされ

てはいるものの、C1の事業を引き継ぐために設立された新会社であるB1が、事業譲渡の前後を通じて、C1の従業員であった者と同じ者をそのまま従業員として採用して、外形的には同一の営業を行おうとしていたのであるから、一般に事業譲渡において従前の従業員の雇用関係を引き継がないとされる場合に比べ、C1の解散による従業員の解雇とB1による被解雇者の採用との間には、より継続的で密接な関係があるといわざるを得ないので、組合員の従業員としての採否に関しては、B1を労働組合法上の使用者とみる余地がある。

よって、後記3において、B1に関する不当労働行為の成否について、検討することとする。

エ なお、組合は、B1はC1に法人格を付与したものであるという以上の違いはなく、両者は実質的に同一である旨主張する。確かに、前記1(2)オ認定のとおり、B1のY1社長はC1の理事であった者であることが認められるとともに、前記ウのとおりB1は、事業譲渡の前後を通じて外形的には何ら変更のない営業を行おうとしていることが認められるものの、B1はC1とは別に新たに設立された株式会社であるのに対し、C1は、前提事実のとおり、権利能力なき社団であるので、両者が実質的に同一とまではいえず、上記の組合の主張は採用できない。

(2) 元理事らについて

ア 前提事実及び前記1(1)ア(ア)、(イ)、(ウ) a 認定のとおり、① C1は、権利能力なき社団であって、B1に事業を譲渡して解散し、本件審問終結時、清算中であること、② C1は、定款、就業規則、当該就業規則に基づく賃金規程及び退職金規程を持っていたこと、③ C1の理事は、平成19年3月時点では14名おり、定款によれば、理事会を組織し、総会及び理事会の決議事項の遂行を職務とすること、が認められるのであって、C1は、あくまでも独立性を有する団体として、ゴルフ場運営の業務を行っていたとみるのが相当である。

イ 前提事実及び前記1(1)ア(ウ) a、c 認定のとおり、①元理事らは、それぞれ、C1の解散時、理事長、常務理事、財務理事、キャプテン(理事)の職にあったこと、② C1の理事長は、理事の互選により定められ、C1を代表すること、③ C1は、組合との団交において、組合の「何名居られるんですか、その経営権に関ってる方は」との質問に対し、「経営権とははっきり言えませんが、理事長を筆頭にして、常務理事、財務理事、キャプテンこれが4役」と答えたことがあること、が認められ、元理事らは、

C 1 の経営に関して、一定の権限を持っていたことは否定できないものの、この権限は、一つの団体の役職についての理事が、その職責を果たす上でのものにすぎない。ほかに、元理事らが、役職に伴う権限の範囲を超えて、個人としてゴルフ場を経営していたとか、従業員の労働条件に現実的かつ具体的な影響力又は支配力を及ぼしていたとまで認めるに足る疎明はない。

ウ 前記ア、イを総合すると、元理事らは、C 1 とは別に、個人として組合員の労働組合上の使用者と認めることはできないので、組合の元理事らに対する申立ては、いずれも却下する。

(3) B 2 について

ア まず、B 2 と C 1 の関係についてみる。

(ア) 前提事実及び前記 1 (1)ア(ウ) a、b、イ(イ)から(エ)まで、ウ(イ)、エ(イ)認定のとおり、① C 1 の歴代理事長は、B 2 の取締役又は役員経験者であったこと、②平成19年3月時点では、C 1 の理事の14名中6名は、B 2 の取締役又は役員経験者であったこと、③ C 1 の支配人は、昭和42年以降 B 2 の従業員が出向していたこと、また、平成15年以降、C 1 は、出向してきた B 2 の従業員に対して、その賃金を負担していなかったこと、④同19年4月頃、C 1 の資金調達を行うなど C 1 の補完的役割を果たしてきた C 2 の取締役3名の全員が B 2 の取締役経験者であったこと、⑤ B 2 は、C 2 によるクラブハウスの建築資金のための借入金10億円について債務保証し、C 2 からクラブハウスに根抵当権の設定を受けたこと、また、同18年3月には、C 2 から当該クラブハウスを購入し、以降、C 1 にクラブハウスを賃貸していたこと、⑦ C 1 は、B 2 からゴルフ場の公園施設の設置及び維持管理の委託を受け、みさき公園内においてゴルフクラブを運営し、B 2 に対し、B 2 が岬町に支払う都市公園使用料の一部を支払うことになっていたこと、⑧同12年以降、C 1 は、B 2 から、B 2 クループでの法人会員の入会、ゴルフクラブ内の立木等の買取等の経営支援を受けていたこと、また、同18年3月頃から、B 2 が、C 1 に対し、営業面でのアドバイスを行うようになるとともに、C 1 から収支状況の報告を受けるようになったこと、⑨ C 1 は、B 2 に対し、同18年12月末現在、未払いの都市公園使用料2億7,300万円の債務があったこと、が認められる。

これらの事実からすると、B 2 は、C 1 の唯一の営業であるゴルフ場経営の委託者であるとともに、C 1 に対して多額の債権を

持つ者である上、長年にわたり、C1及びC1の資金調達を行うC2に役員や支配人を派遣したり、経営支援を行ったりすることにより、C1に対し、強い影響力を持っていたと推認することができる。

(イ) 前記1(2)アからウまで、オ、キ、ク、(3)オ認定のとおり、①平成18年10月頃から、C1からの都市公園使用料の支払猶予の要請を受けたB2は、このままではC1の経営破たんが避けられないとして、その場合のB2としての対応策の検討を開始し、B2が事業継続のための子会社をつくり、C1から事業譲渡を受けるというスキームを検討するようになったこと、②同年の年末頃から同19年の年始頃にかけてC1が、B2に対し非公式に支援の要請を行った際、B2は、上記①のスキームを提案したこと、③同年1月23日、C1は、B2に対し、「経営支援のお願い」と題する文書により全面的な支援を要請したこと、④B2は、同月末頃、ゴルフコンサルタント会社に対し、C1の再建可能性評価を依頼し、その評価結果を踏まえて、同年3月30日、C1に対し、上記③の支援要請に対する回答として、C1の労働契約を承継しないことを前提に、B2の設立する子会社に対する事業譲渡を提案したこと、⑤同月31日、C1は、理事会において、B2の上記④の提案に基づき、事業譲渡及びC1の解散を決議し、B2に対し、提案を受諾する旨伝えたこと、⑥同年4月12日B1が設立され、同月20日C1及びB1は本件事業譲渡契約を締結したこと、⑦同月22日、C2の臨時株主総会において、C1に対する債務免除が承認されたこと、また、C1の臨時総会において、B1に対する事業譲渡及びC1の解散が承認されたこと、⑧同年5月31日、C1は、従業員全員を解雇して、解散したこと、が認められる。

前記(1)イ判断のとおり、本件事業譲渡契約の締結は、C1が、資金枯渇による経営破たんを回避しようとして、B2に対して支援を要請したことによるものであるが、上記の事実の前記(ア)を併せ考えると、B1に事業譲渡を行った上で、C1を解散するというスキームは、従前からC1に対し強い影響力をもっていたB2が立案し、主導して進めたものとみざるを得ず、資金枯渇による経営破たんが間近に迫ったC1としては、これを受け入れざるを得ない立場にあったとみることができるとする。

イ 次に、 B 2 と B 1 の関係についてみる。

(ア) 前提事実及び前記 1 (2)エ、オ、(4)ア、ウ、エ認定のとおり、① B 1 は、 B 2 が、 C 1 から事業譲渡を受けるために100%出資して設立した株式会社であって、Y 1 社長が B 2 の執行役員であることを始め、役員はすべて B 2 の社員であること、② B 1 では、 B 2 の指示により、コース管理を外注していること、③ B 1 は、 B 2 の連結決算の対象であって、 B 2 の指示により、経理業務を B 2 の子会社である経理専門会社に委託していること、が認められる。

これらの事実からすると、 B 1 は、形式的には B 2 とは別個の独立した株式会社ではあるものの、親会社である B 2 が、その事業開始時の経営方針の枠組みの決定や役員派遣等を通じて、事実上支配しているとみることができるとは。

(イ) B 1 が行った C 1 従業員に対する従業員募集とその採否の経緯についてみると、前記 1 (2)エ、(3)ア、ウ、エ、(4)ウ認定のとおり、①平成19年4月1日、 C 1 が行った事業譲渡に関する説明会において、 B 1 の従業員の体制は (B 2 が) ゴルフコンサルタント会社へ依頼し、全国の平均的な就業体制等の資料に基づき、適正人員を出しているところである旨述べたこと、②同月25日付けで、 B 1 が、 C 1 の従業員を対象として、19.4.25募集を行ったこと、また、19.4.25募集による募集人数については、ゴルフコンサルタント会社の意見を参考にして決定したものであること、③19.4.25募集に対する応募者それぞれに対して、 B 1 が面接を行ったこと、④ B 1 は、19.4.25募集に対する応募者で面接を受けた64名のうち、55名を採用し、9名を不採用として、同年5月22日付けで、面接を受けた者それぞれに通知したこと、⑤ B 2 は、同年2月又は同年3月頃、ゴルフコンサルタント会社の意見を踏まえ、 B 1 が設立されて C 1 から事業譲渡を受ける場合にはゴルフクラブのコース管理は外注することを決定していたこと、また、19.4.25募集には、コース管理職の募集はなかったことが認められる。

これらの事実からすると、 B 1 の実際の従業員の採否の決定そのものに関しては、 B 1 自らが、応募者に対する面接を行い、これを決定して、応募者それぞれに採否を通知したものの、コース管理職の募集をしないことを含め、 B 1 による19.4.25募集の募集人数と募集職種については、 B 2 が、ゴルフコンサルタント会社の意見を参考にして、事実上決定していたものとみることができるとは。

ウ 前記ア、イからすると、本件事業譲渡契約の締結は、 C 1 が、資金枯渇による経営破たんを回避しようとして、 B 2 に対して支援を要請したことによるものであるとともに、19. 4. 25募集に応募した者のうち誰を採用するかについては B 1 が決定したとみるべきではあるものの、 B 2 も、組合員の C 1 からの解雇と B 1 による従業員としての採否に関しては、 B 1 と同じく一定の影響を及ぼし得る立場にあったとみるのが相当である。そうすると、 B 2 についても、労働組合法上の使用者とみる余地がないとはいえない。

よって、後記3において、 B 2 に関する不当労働行為の成否についても、検討することとする。

3 争点2 (C 1 による組合員の解雇及び B 1 による組合員の不採用は、 B 1 、元理事ら及び B 2 による不利益取扱い及び支配介入に当たるか。) について、以下判断する。

(1) 元理事らが、 C 1 による組合員の解雇及び B 1 による組合員の不採用に関して、労働組合法上の使用者には当たらないことは前記2(2)判断のとおりである。

しかし、 B 1 及び B 2 は、労働組合法上の使用者とみる余地があることは、前記2(1)、(3)判断のとおりであるので、 C 1 による組合員の解雇及び B 1 による組合員の不採用が、 B 1 又は B 2 による不利益取扱い及び支配介入に当たるかについて、以下検討する。

(2) まず、 B 1 について検討する。

ア 組合は、 B 1 が組合員を不採用としたことは、組合員を企業組織から排除するものであって、組合を弱体化しようとしたものである旨主張する。

本件事業譲渡契約において、 B 1 が C 1 の従業員の雇用関係を引き継がないことを定めることが直ちに不合理とはいえないことは、前記2(1)イ判断のとおりである。

また、譲渡元である C 1 においては資金枯渇による経営破たんが迫っていたのであるから、その譲受先である B 1 が、 C 1 に比べて従業員を削減し、効率的な経営を目指すことも、特段の事情のない限り、不合理とはいえない。

前記1(3)エ認定のとおり、 B 1 の19. 4. 25募集に応募して、面接を受けた C 1 の従業員64名のうち、不採用となった9名全員が組合員であったことが認められるものの、一方では、前記1(6)ア、イ認定のとおり、19. 4. 25募集には、当時組合員であった17名全員が応募し、うち8名は採用されたことが

認められ、組合員のなかでも採用・不採用が分かれているのであるから、これらの事実のみでは、 B 1 が組合員であるか否かによって採否を決定したとまではいえない。

そこで、以下、 B 1 から不採用となった組合員それぞれの不採用となった理由について、個別に検討する。

(ア) 元コース管理担当者 7 名について

a 前記 1 (6) イ、エ(ア) a から g まで認定のとおり、 X 1 組合員、 X 13 組合員、 X 14 組合員、 X 15 組合員、 X 16 組合員、 X 17 組合員及び X 18 組合員の 7 名は、全員が元コース管理担当者であって、 19. 4. 25 募集にクラブハウス関係職を希望して応募し、 B 1 から不採用の通知を受けたことが認められ、元コース管理担当者のうち、 X 3 組合員を除く全員が B 1 から不採用となっている。

b そこで、コース管理業務についてみると、前記 1 (1) エ(ウ) a から g まで、(3) ア(ア)、(4) ウ認定のとおり、① C 1 は、平成 18 年 11 月 1 日からコース管理業務を D に委託していたこと、② C 1 は、コース管理業務の委託は行ったが、組合員が委託業者への転籍を希望しなかったことから、全員が組合員であった元コース管理担当者 9 名を「業務部営業課勤務(暫定扱い)」としていたこと(うち、X 4 組合員は、同 19 年 2 月に退職)、③ B 1 では、B 2 の指示により、コース管理については外注することになっており、19. 4. 25 募集にコース管理職の募集はなかったこと、また、コース管理を行うための従業員はいないこと、が認められる。

これらの事実に、 B 1 が、 C 1 に比べて従業員を削減することも特段の事情のない限り不合理とはいえないことを併せ考えれば、

C 1 においても経営の効率化のためとして外注していたコース管理業務を、 B 1 も外注することとしたとしても不合理とはいえない。

c 前記 1 (3) ウ認定のとおり、 B 1 は、面接において、応募者に対し、 C 1 での仕事内容と仕事で気をつけていることは何かなどの質問をしており、 C 1 での従前の業務内容を、従業員の採否の判断基準の一つとしていたことがうかがえるところであるが、従前の経験を重視して採否を決定することについても一定の合理性があるといえる。

d 前記 b、c に、前記 1 (6) イ認定のとおり元コース管理担当者の 1 人である X 3 組合員が B 1 に採用されたことを併せ考えると、 B 1 が、元コース管理担当者の大部分を不採用としたことは、人員削減の必要性と従前の経験を勘案した結果に基づくものとみるのが相当である。

(イ) X 2 組合員について

- a 前記 1 (6)イ、エ(イ)認定のとおり、X 2 組合員は、 C 1 の総務部経理課長兼業務部業務課長で経理関係業務及びフロント業務に従事していた者であって、19. 4. 25募集にクラブハウス関係職を希望して応募し、 B 1 から不採用の通知を受けたことが認められる。
- b 前記 1 (4)エ認定のとおり、 B 1 は、 B 2 の連結決算の対象であり、経理業務は B 2 のグループ会社である経理専門会社に委託することになっていたことが認められることに加え、前記アのとおり、 C 1 に比べて従業員を削減することも不合理とはいえないのであるから、従前の経験を重視して採否を決定した結果、 C 1 において経理関係業務を担当していた X 2 組合員を採用しなかったとしても、直ちに不合理ではない。
- c さらに、従業員を削減する必要がある状況において、採用する従業員の能力と給与のバランスを考慮することにも一定の合理性があるところ、前記 1 (3)ア(エ)、(6)エ(イ)認定のとおり、① X 2 組合員が B 1 に採用される場合の給与は月額27万円となり、これはクラブハウス関係職としては責任者クラスで相当高い水準にあること、② X 2 組合員は、面接の際、 B 1 からの「計算書までできますか」との質問に対し、伝票は作っていたが、計算書は会計事務所が作っていた旨答えたこと、が認められる。
- d 前記 b、c からすると、 B 1 が、X 2 組合員を不採用としたことは、人員削減の必要性と従前の経験を勘案した結果に基づくものとみるのが相当である。

(ウ) X 8 組合員について

- a 前記 1 (6)イ、エ(ウ)認定のとおり、 X 8 組合員は、 C 1 でフロント業務に従事していた者であって、19. 4. 25募集にクラブハウス関係職を希望して応募し、 B 1 から不採用の通知を受けたことが認められる。
- b 前記 1 (6)エ(ウ)認定のとおり、 X 8 組合員は、 B 1 の面接の際、嫌いな客もおりフロント業務はあまり好きではない旨発言したことが認められる。

これに、 C 1 に比べて従業員を削減することも特段の事情のない限り不合理とはいえないことを併せ考えれば、面接において、嫌いな客もおりフロント業務はあまり好きではない旨発言した X 8 組合員について、 B 1 が不採用としたことは不合理とまではいえない。

(エ) なお、前記 1 (6)エ(ア) a、(イ)、(ウ)認定のとおり、 X 1 組合員、 X 2 組

合員及び X 8 組合員は、面接において、「何でもできます」、「どこの仕事でもやらせてもらいます」と答えたことも認められるが、このことをもって、 B 1 による不採用が、組合員であることを理由とするものではないとの前記 (ア) から (ウ) までの判断を覆すほどの証左とはならない。

イ 組合は、 B 1 による組合員の不採用は、① B 1 から不採用となった者は全員が組合員であること、②団交に対する C 1 及び B 1 の態度、③ C 1 の反組合的言論、④ B 1 による組合事務所の使用拒否、⑤組合員の解雇後間をおかずに B 1 が新たに従業員を採用していることなどからみて、組合嫌悪の情からなされたものであると主張する。

(ア) 前記 1 (3)エ、(6)エ(ア) a から c までの事実によれば、 B 1 に不採用となったのは全員が組合員であって、組合長、副組合長及び組合会計が含まれているが、 B 1 が、これらの者を不採用としたことが不合理とまでいえないことは前記アのとおりである。

(イ) 前記 1 (5)イからエまでの事実によれば、 C 1 は組合の求めに応じ、平成19年4月25日に組合員の雇用関係等を議題とする団交を開催し、組合に対して一応の説明を行っていることが認められるとともに、 B 1 も、説明会こそ開催しなかったものの、組合の求めに応じてその経営方針等について文書回答を行い、一定の説明を行ったとみることができる。

(ウ) 前記 1 (9)ア、イの事実によれば、 B 2 からの出向者であった C 1 の Z 5 副支配人が、 X 2 組合員に対して、組合加入や組合長に対する考え方を尋ねたことがあるものの、 Z 5 副支配人は C 1 の副支配人であって、 B 1 の役員又は管理職というわけではないのであるから、 Z 5 副支配人のこのような発言をもって B 1 が組合を嫌悪しているとはいえない。

(エ) 前記 1 (8)の事実によれば、 B 1 は、組合に対し、組合事務所を明け渡すよう文書で通告しているが、組合は、 B 1 に対し、組合結成を通知したことも、団交を申し入れたこともないのであるから、これをもって、直ちに B 1 が組合を嫌悪しているとはいえない。

(オ) 前記 1 (3)エ、(4)オ、(6)ウ、(7)ア、イの事実によれば、 B 1 では、19.4.25募集に対しキャディを希望して面接を受けた者は全員が採用されており、不採用者への通知にもパートキャディ職の一般公募を行う予定がある旨記載されていたのであり、また、キャディ以外の従業員は概ね2から3の業務を兼務している状況においては、 B 1 が新たにキャディを採用し、フロント業務、マスタ室業務等を兼務させていることも、不合理とはいえない。

(カ) 前記(ア)から(オ)までからすると、 B 1 による組合員の不採用が、組合嫌悪の情からなされたものであるとの組合の主張は採用することはできず、ほかに、 B 1 が組合を嫌悪していたと認めるに足る疎明はない。

ウ 以上を総合すると、 B 1 が組合員を不採用としたことは、 B 1 が、効率的な経営のために C 1 に比べて従業員を削減しようとして、19.4.25募集に応募して面接を受けた C 1 の従業員を選考した結果であるとみるのが相当であって、組合員であるがゆえの不利益取扱いにも組合に対する支配介入にも当たるとまではいえず、組合の B 1 に対する申立ては、棄却せざるを得ない。

(3) 次に、 B 2 について検討する。

前記1(3)オ認定のとおり、 C 1 による従業員の解雇自体は全従業員を対象としたものであって、特段組合員のみを他の従業員と差別的に取り扱ったものではないことは明らかであり、また、 B 1 が組合員を不採用としたことが不当労働行為に当たらないことは、前記(2)判断のとおりである。また、 B 2 が、 C 1 による従業員の解雇及び B 1 による組合の不採用に関して C 1 又は B 1 とは別個に不当労働行為を行ったと認めるに足る疎明もない。そうすると、組合の B 2 に対する申立ては、棄却せざるを得ない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12並びに労働委員会規則第33条及び第43条により、主文のとおり命令する。

平成20年10月3日

大阪府労働委員会

会長 高 階 叙 男 印